

大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

大阪じん肺アスベスト弁護団
弁護士 伊藤明子

2009. 1. 30

大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

2006年5月18日

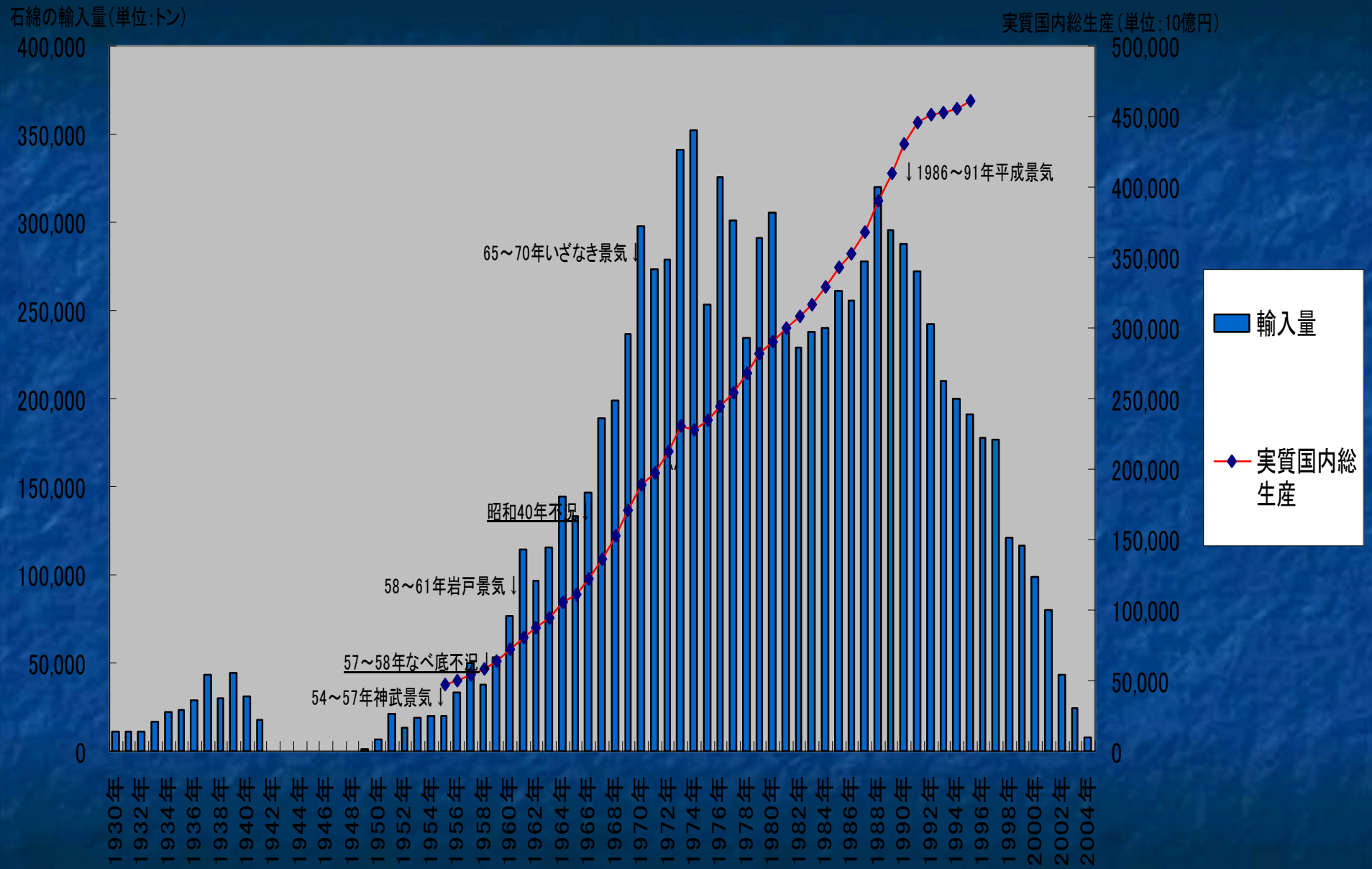
原告8名が大阪地方裁判所に提訴
石綿工場の元労働者・家族・近隣住民

* 全国初のアスベスト国賠訴訟

日本の「アスベスト被害の原点」 泉南地域の石綿産業史

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1891年 | 石綿保温材の発売(日本の石綿産業の始まり) |
| 1896年 | 日本アスベスト株式会社の設立 |
| 1900年頃 | 石綿紡織業の始まり |
| 1907年 | 栄屋石綿が泉南で操業開始 |
| 戦時中 | 軍需産業と結びついて石綿産業が発展 |
| 高度成長期 | 基幹産業と結びついて石綿産業が発展 |
| 1980年頃 | 泉南地域の石綿紡織品
全国シェア約80% |
| 2005年 | 泉南最後の石綿工場が閉鎖 |

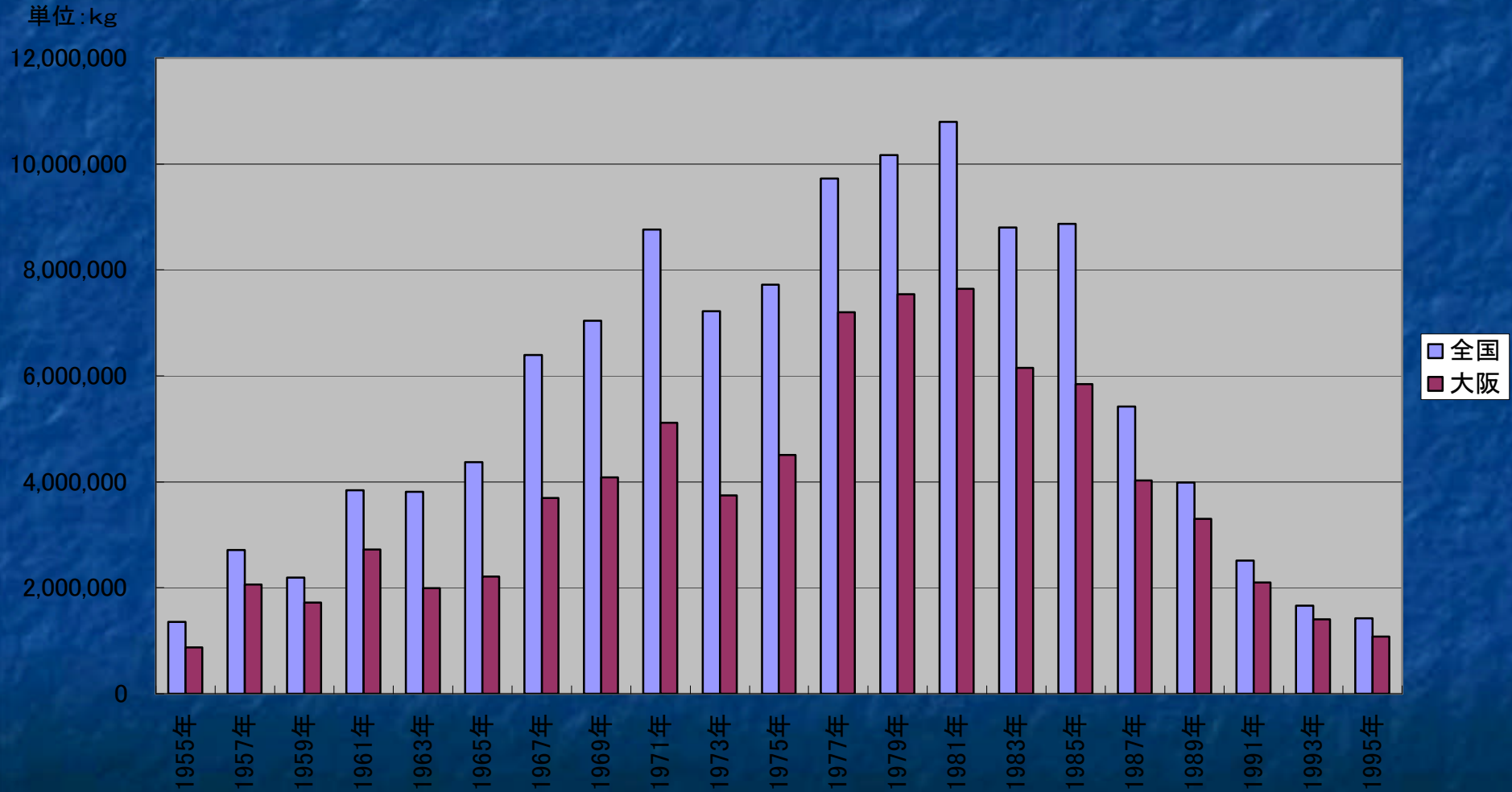
図1 日本の石綿の輸入量と実質国内総生産の推移



出所)大蔵省『貿易統計』、財務省『貿易統計』、経済企画庁『戦後日本経済の軌跡 経済企画庁50年史』等より作成。

大阪府の石綿糸・布の圧倒的シェア

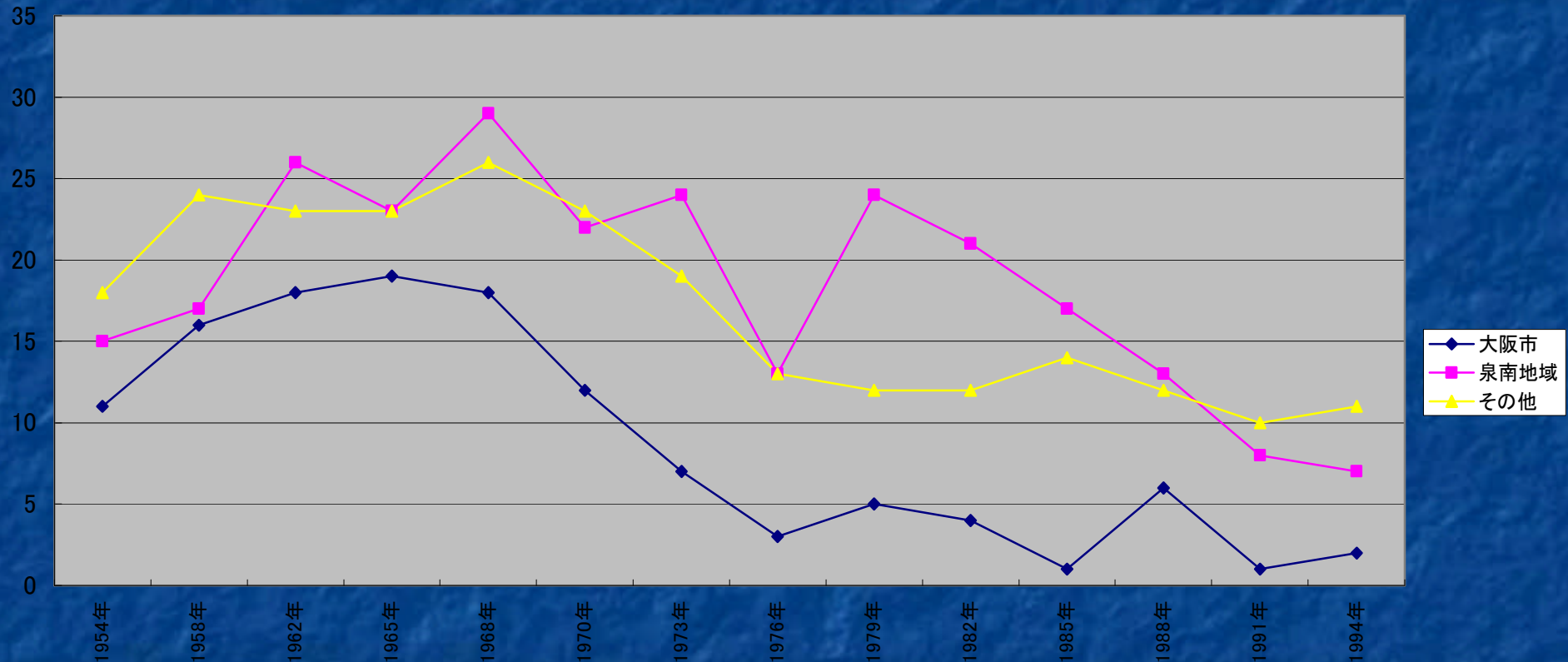
図5 全国および大阪府の石綿糸・布の出荷量の推移



注) 1995年以降は掲載されず。
出所) 通商産業省『工業統計表(品目編)』各年版より作成。

泉南地域の石綿紡織工場の地位

図4 大阪府における地域別石綿紡織工場数の推移



注1) 1976年で一時的に泉南地域の工場数が下がっているのは、小規模工場の多くが一時的に集計から外れたため。

注2) 1968年までは4人以上、1970年以降の『大阪府工場便覧』では10人以上の規模の工場のみ掲載。

出所) 1954年は大阪府・大阪通商産業省・大阪労働基準局監修『大阪府産業総覧』、1958～1968年は大阪府『大阪府工場名鑑』各年版、1970年以降は大阪府『大阪府工場便覧』各年版より作成(南慎二郎氏による)。

大阪泉南地域の石綿産業の特徴

- 1 全国一の石綿産業集積地
 - ・ 戦前から約100年
 - 軍需産業・基幹産業の下支え
 - 一次加工品の製造が中心
 - ・ 下請けの中小零細企業・個人事業主が多い
 - ・ 石綿村
 - 石綿工場が住居・田畑と混在

- 2 被害の長期化・広範化
 - ・ 戦前から現在まで
 - ・ 出入り業者・工場近隣住民・家族まで

泉南地域の石綿工場の分布



栄屋石綿工場



粗紡



機械に付着した石綿



精紡1



撚糸1



撚糸2



原石の破碎



混綿した原料を カードに入れる作業



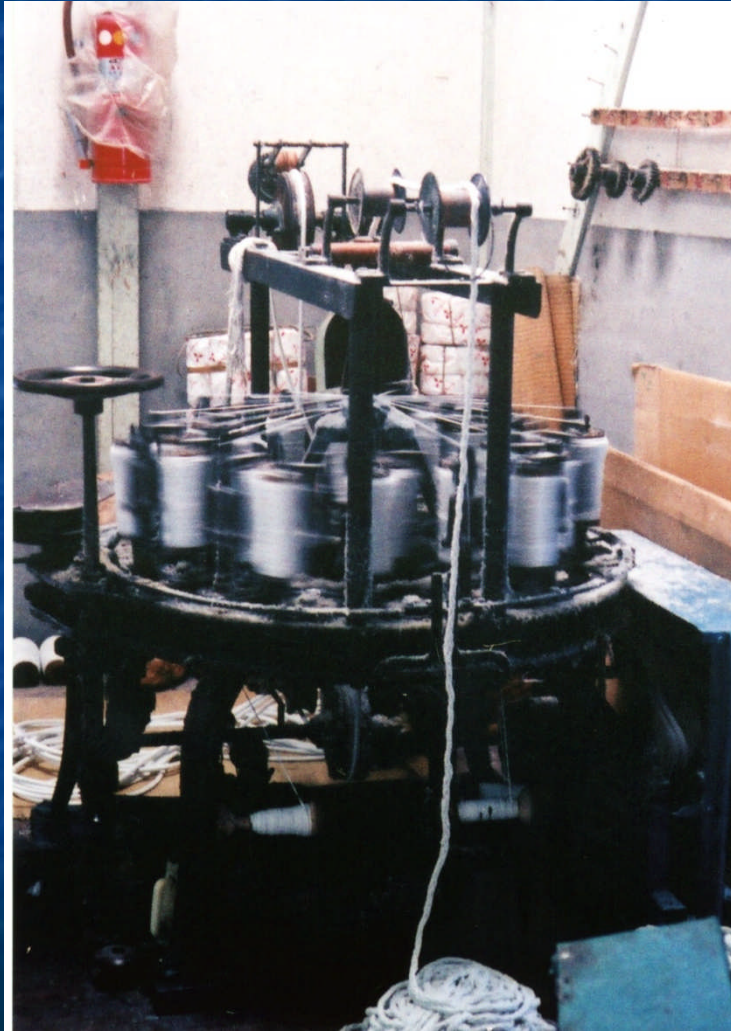
梳綿



リング



編立



石綿布の製織



国の責任追及の必要性

- * 泉南地域の医療法律相談(2005年11月)
- 83名中63%に異常所見

- ① アスベスト新法(2006年2月)による救済の隙間
 - ー 非労働者の石綿肺の除外
 - * 中皮腫・肺ガンのみ

- ② 石綿工場の廃業・無資力
 - ー 零細企業
 -

国の法的責任

- ① 知ってた！
- ② できた！
- ③ やらなかつた！

調査研究(戦前)

- 昭和12(1937)年～同15(1940)年
 - 旧内務省保険院社会保険局
 - 石綿工場19工場・1024人(泉南中心)
 - 疫学的・臨床的調査研究
 - じん肺罹患率12%
-
- * 医師が法的規制・具体的対策に言及
 - * イギリス・ドイツなどの情報

調査研究（戦後）

- 昭和27年（宝来調査）
 - 203人中10人（5%）が石綿肺
- 昭和30年（宝来調査）
 - 50人中29人（58%）が石綿肺
 - 10人（20%）が石綿肺疑
- 昭和31年～34年（労働省労働衛生試験研究）
- 昭和32年（瀬良調査）
 - 32工場814人中88人（11%）が石綿肺

調査研究(住民)

- 昭和53年～同56年
- 尾崎保健所
- 労働者・家族・近隣居住者2万7000人
- 159人が胸膜肥厚斑
- 石綿曝露確実な40人中7人は家庭内曝露

→ 住民調査が必要なほどの被害実態

国は何をすべきであったか (石綿粉じん曝露対策)

- 工場内での発生・飛散抑制と工場外への放出防止
 - ・ 局所排気装置・集じん機
 - ・ 機械化・密閉化・湿式化
 - ・ 粉じん濃度測定・評価
- 曝露防止
 - ・ マスク・防護服
 - ・ 作業工程分離・作業時間短縮
- 情報開示・危険告知・安全教育
- 輸入・製造・使用禁止
 - * 管理使用するなら厳格に

国はなぜ規制しなかったのか

○ 産業の二重構造

- 石綿産業：戦前は軍需産業
- 戦後は基幹産業を下支え

■ ○ 産業政策の優先

- 国民の健康保護よりも石綿の有用性
- ー 労働者の安全と事業者の利益の比較考量の余地はない(はず)

「静かな時限爆弾」 アスベスト被害の広がり

- 1 潜伏期間
 - 中皮腫 20～50年
 - * 低濃度短期間曝露でも発症、「閾値」なし
 - 肺ガン 15～40年
 - 石綿肺 10～20年
- 2 救済の困難性
 - 工場の廃業・建物解体・過去の職歴
 - 短期間就労・周辺住民
 - * 患者・医師が石綿疾患に気づかないことも
 - → 曝露歴の証明困難・責任追及の困難

アスベスト被害の特徴③

健康被害の深刻さ

- 3 発病者数
 - ○環境省推計
 - 過去:中皮腫 約5万人
 - 肺ガン 約3.5万人
 - 将来(2010年まで):中皮腫 6千人
 - 肺ガン 9千人
 - その後数十年間以上 ← 完全な対策を前提
 - ○中皮腫死亡者数
 - :今後40年間で10万人との予測も

大阪泉南アスベスト国賠訴訟の意義

<司法による国の責任の明確化>

産業政策優先の結果、国は、「何もしないこと
の意思決定」を行った。

アスベスト新法の抜本的見直し、万全な防
止対策のためには、国の責任の明確化が不
可欠。

裁判の進行状況

* 2009年1月現在、原告28名

2006年5月 提訴

2008年7月 尋問開始

(経済政策、医学的知見、工学的知見、被害)

2009年秋 結審

2010年春 判決(予定)

大阪泉南アスベスト国賠訴訟 第17回弁論期日

1月29日(木)午前10時

大阪地方裁判所202号大法廷

被告側証人沼野雄志氏に対する反対尋問

原告本人尋問(3名)

公正判決を求める署名に
ご協力お願いします